三　主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。
四　事業用電気工作物の工事、維持又は運用を行う者に対する保安教育に関することであって次に掲げるもの
イ　関係法令及び保安規程の遵守に関すること。
ロ　保安のための技術に関すること。
ハ　保安教育の計画的な実施及び改善に関すること。
五　事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安を計画的に実施し、及び改善するための措置であって次に掲げるもの（前号に掲げるものを除く。）
イ　事電用の事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての方針及び体制に関すること。
ロ　事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての計画に関すること。
ハ　事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての実施に関すること。
ニ　事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての評価に関すること。
ホ　事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての改善に関すること。
六　事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安のために必要な文書の作成、変更、承認及び保存の手順に関すること。
七　前号に規定する文書についての保安規程上の位置付けに関すること。
八　事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての適正な記録に関すること。
九　事業用電気工作物の保安のための巡視、点検及び検査に関すること。
十　事業用電気工作物の運転又は操作に関すること。
十一　事業用電気工作物の保安に係る外部からの物品又は役務の調達の内容及びその重要度に応じた管理に関すること。
十二　発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。
十三　災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。
十四　保安規程の定期的な点検及びその必要な改善に関すること。
十五　その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項

3　第一項第一号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、前項各号に掲げる事項のほか、法第四十二条第一項の保安規程において、原子炉ごとに、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
一　原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標
二　保守管理の実施に関する計画に係る次に掲げる事項
イ　保守管理の実施に関する計画の始期（法第五十四条第一項の検査（以下「定期検査」という。）の開始する日又は発電所若しくは発電設備の設置の工事に係る法第四十九条第一項の検査（以下「使用前検査」という。）の開始する日をいう。）及び期間
ロ　原子力発電工作物の保安のための点検、検査（定期事業者検査を含む。）及び補修等（以下「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期
ハ　原子力発電工作物の保安のための点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置
三　第六十一条第二項に規定する判定方法に関すること（同項の一定の期間を含む。）。

4　第一項第二号に掲げる事業用電気工作物を設置する者は、法第四十二条第一項の保安規程において、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。ただし、原子力設備については、蒸気タービン、補助ボイラー並びに補助ボイラーに属する燃料燃焼設備及びばい煙処理設備の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な次の事項並びに溶接事業者検査に係る次の第八号に掲げる事項について定めることをもって足りる。
一　事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
二　事業用電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対する保安教育に関すること。
三　事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び検査に関すること。
四　事業用電気工作物の運転又は操作に関すること。
五　発電所の運転を相当期間停止する場合における保全の方法に関すること。
六　災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。
七　事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての記録に関すること。
八　事業用電気工作物（溶接事業者検査又は定期事業者検査を実施するものに限る。）の溶接事業者検査又は定期事業者検査に係る実施体制及び記録の保存に関すること。
九　その他事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安に関し必要な事項

5　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二条第四号に規定する地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）内に電気事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（同法第六条第一項に規定する者を除く。次項において同じ。）にあっては、前三項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。
一　大規模地震対策特別措置法第二条第三号に規定する地震予知情報及び同条第十三号に規定する警戒宣言（以下「警戒宣言」という。）の伝達に関すること。
二　警戒宣言が発せられた場合における防災に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。
三　警戒宣言が発せられた場合における保安要員の確保に関すること。
四　警戒宣言が発せられた場合における電気工作物の巡視、点検及び検査に関すること。
五　警戒宣言が発せられた場合における防災に関する設備及び資材の確保、点検及び整備に関すること。
六　警戒宣言が発せられた場合に地震防災に関し採るべき措置に係る教育、訓練及び広報に関すること。
七　その他地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関すること。

6　大規模地震対策特別措置法第三条第一項の規定による強化地域の指定の際、現に当該強化地域内において電気事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあった日から六月以内に保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。

7　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定により東南海・南海地震防災対策推進地域として指定された地域内に電気事業の用に供する電気工作物を設置する電気事業者（同法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する東南海・南海地震（以下「東南海・南海地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する東南海・南海地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあっては、第二項各号、第三項各号及び第四項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。
一　東南海・南海地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関すること。
二　東南海・南海地震に係る防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報に関すること。

8　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定による東南海・南海地震防災対策推進地域の指定の際、現に当該東南海・南海地震防災対策推進地域内において電気事業の用に供する電気工作物を設置している電気事業者は、当該指定のあった日から六月以内に、保安規程において前項に掲げる事項について定め、法第四十二条第二項の規定による届出をしなければならない。